

## 令和6年度第1回兵庫県障害福祉審議会不服審査部会議事要旨

- 1 日時 令和6年12月13日（金）13時30分～
- 2 場所 オンライン
- 3 出席者 不服審査部会委員 5名
- 4 議事

### （1）R4-1号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 処分庁の基準から逸脱するものではなく、担当ケアマネジャーの評価等も勘案した上で、介護保険での対応が可能との判断であり、手続きとしては、問題はない。

〔補足事項〕

- 審査請求人の思いは理解できるが、介護保険と障害福祉サービスを併用している中、処分庁も審査請求人も制度間の調整をうまく整理できておらず、手続きの行き違いや説明に理解が得られない部分があった。処分庁から審査請求人に対する十分な説明が必要である。

### （2）R4-2号案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 処分庁と審査請求人の間で、一人でいることに対するリスクの捉え方にずれがある。リスクが残ることに処分庁は留意すべきであるが、処分の内容はガイドラインから逸脱するものではなく、妥当である。

〔補足事項〕

- 審査請求人の不安感に対する配慮がない、説明が不十分といった処分庁の対応はいかがなものかと考える。裁決書では、処分庁に対し、適切な対応を行うよう付言すべきである。

以上